

生ス第126号  
令和5年5月15日

特定非営利活動法人千葉県レクリエーション協会  
会長 佐久間 嘉宏 様

千葉県環境生活部  
スポーツ・文化局  
生涯スポーツ振興課長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置づけられました。

それに伴い、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について、別添（写）のとおり周知依頼がありました。

つきましては、関係団体や関係機関へ御周知の程よろしく願いいたします。

添付資料 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について（周知広報）  
（令和5年5月8日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）

（連絡先）

生涯スポーツ室 主事 川村 和彦

TEL 043-223-4105 FAX043-222-5716

E-mail chibasp04@mz.pref.chiba.lg.jp